

「四国山地緑の回廊」の連携に係る協定

三菱商事株式会社（以下「甲」という。）、安芸市（以下「乙」という。）、高知東部森林組合（以下「丙」という。）、四国森林管理局（以下「丁」という。）は、生物多様性の保全等の観点から「四国山地緑の回廊」の充実を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 丁は国有林において「四国山地緑の回廊」を設定し、森林生態系を構成する多様な野生生物の移動経路の確保を図ってきた。甲及び乙はその趣旨に賛同し、第2条に定める協定の対象とする森林を四国森林管理局の「緑の回廊」の設定方針に準拠して管理することとし、「四国山地緑の回廊」の充実のため、甲、乙、丙並びに丁は森林の取扱い等の連携に努めるものとする。

（協定の対象とする森林）

第2条 「四国山地緑の回廊」の連続性と野生生物の移動経路の確保などの観点から協定の対象とする区域（以下「対象区域」という。）を次のとおり設定する。

- ・甲の社有林：高知県安芸市別役字落合 314-イ他 15 筆 （計 143ha）
（後記内訳書①のとおり）
- ・乙の市有林：高知県安芸市別役字大アレ 322 他 13 筆 （計 69ha）
（後記内訳書②のとおり）

（森林施業の方法）

第3条 甲及び乙は対象区域において、四国森林管理局の「緑の回廊」の設定方針に基づき、野生生物の移動等にとって良好な状態になるよう森林のタイプに応じて維持・整備を適切に実施する。また、健全な森林生態系の維持・回復及び生物多様性の保全に配慮し、人工林については大面積の皆伐は行わず、将来的には針広混交林や天然林への誘導を図る。

2 甲の社有林においては、2018年3月31日付にて甲丙間にて締結した森林管理委託契約書（2023年3月31日まで有効）及び森林経営委託契約書（2024年3月31日まで有効）（それらが更新された場合には更新後の森林管理委託契約書及び森林経営委託契約書）に基づき前項に沿った管理を委託する。両契約内容にかかわらず、丙は甲に対して、少なくとも年一回管理状況を報告する。

3 乙の市有林においては、2018年4月1日付にて甲乙間にて締結した「三菱商事 千年の森」森林保全活動に関する覚書（2023年3月31日まで有効）（それが更新された場合には更新後の「三菱商事 千年の森」森林保全活動に関する覚書）に基づき、甲が乙に第1項に沿った管理を委託する。同覚書内容にかかわらず、乙は甲に対して、少なくとも年一回管理状況を報告する。

（情報提供と連携）

第4条 丁は国有林における「四国山地緑の回廊」から得られたモニタリングの結果や森林整備に関する知見などの情報を甲及び乙、丙に提供する。

2 甲及び乙、丙、丁は近隣の「四国山地緑の回廊」との連携に努める。

（協定の期間）

第5条 この協定の期間は協定締結の日から2023年3月31日までとする。ただし、この期間満了の3か月前までに甲又は乙、丙、丁から特段の申し出がない場合は、期間満了の日の翌日より5年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項について必要がある場合は、甲、乙、丙、丁が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、本書4通を作成し、甲、乙、丙、丁が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

2020年3月27日

甲： 東京都千代田区丸の内2丁目3番1号
三菱商事株式会社
サステナビリティ・CSR部長 藤村 武宏

乙： 高知県安芸市矢ノ丸1丁目4番40号
高知県 安芸市
安芸市長 横山 幾夫

丙： 高知県安芸郡北川村大字野友甲1563番地3号
高知東部森林組合
代表理事組合長 畠山 敬介

丁： 高知県高知市丸ノ内1丁目3-30
四国森林管理局
局長 石垣 英司